

保護者の方へ

食物アレルギーへの対応について

豊川市

近年、特定の食物でアレルギー症状を起こし、食事制限の必要なお子さんが増えています。保育園では、子ども達の心と体の健やかな発達を目指しており、食物アレルギーに対し「集団生活で可能な範囲での取り組み」を行っています。

除去食・代替食については、家庭が主であり、保育園もそれに協力していきたいと思っています。また、保育園の中では対応にも限界がありますので、家庭とよく話し合い無理のない方法で進めていきたいと思っています。

【具体的な対応の方法】

1. 食物アレルギー児に対する食事制限は、かかりつけ医師の診断及び指示に基づいて行います。受診をしたら必ず所定の指示書に「医師の記入・捺印」をもらい保育園に提出してください。
 2. かかりつけ医師の指示のもと経過観察や定期的な検査を行い、変化のあった時や新年度には、新たに指示書を保育園に提出してください。
 3. アレルギー児への食事は、除去もしくは代替を基本とし、集団給食での可能な範囲内での取り組みを行います。(特別な代替食品が必要な場合は、持ってきて頂く事もあります。)
 4. 園児の献立や調理方法等について、必要に応じ毎月の献立表を基に保護者と話し合い確認をします。
 5. 集団保育の中で、万が一、誤飲誤食の場合も考えられますので、対処方法を必ず知らせてください。
 6. かかりつけ医師から食事制限の解除の指示を受けましたら、まず家庭で食べていただき、その結果を保育園へ知らせください。
 7. ご家庭でアレルギー症状が見られた場合、その状況等を必ず保育園に知らせてください。
 8. 必要に応じて保育園からかかりつけ医師に問い合わせをすることがあります。
- * 子ども達の健やかな成長を願い、共に育てる立場から密に連絡を取り合いましょう。

食物除去の指示書

名前 _____ (男・女)

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

1 以下の食物の除去をお願いします。(該当する食物に○)

①	鶏卵・パン類・練り製品・プリン・マヨネーズ・揚げ物の衣 ()		
②	牛乳・乳酸飲料・発酵乳・乳糖・ヨーグルト・チーズ・アイス・生クリーム		
	アレルギー用ミルクの使用 必要 (商品名: _____) ・不要		
③	大豆・大豆製油脂・醤油・味噌・豆腐・きな粉・納豆・油揚げ・豆乳・()		
④	小麦粉・パン類・麺・菓子類	⑤	ピーナッツ・くるみ
⑥	その他 ()		

備考 _____

2 アナフィラキシー症状の既往 (該当する項目に○)

あり なし

「あり」の場合：原因食物

発生年月 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 原因食物摂取時に症状が出現した場合の対応方法 (該当する項目に○)

① 内服薬

② 自己注射 (エピペン® 0.3mg ・ 0.15mg)

③ 医療機関受診

医療機関名 _____

電話番号 _____

4 本指示書の内容に関して、6か月・12か月後に再評価が必要です。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

電話番号

医師名

印